

政府備蓄米(無償交付)を

利用してみませんか!!

食育の一環として、
ごはん食の推進を
支援します!

食事提供団体(子ども食堂等)
食材提供団体(子ども宅食)

食育の一環として、ごはん食を推進
することを目的に、

- ① 子どもにごはんとして提供する
食事提供団体(子ども食堂等)
- ② 直接、子育て家庭に配布する
食材提供団体(子ども宅食)
の取組に交付します。

給食用

米飯給食(米粉パン等
を使用した給食も含む)の
実施回数を前年度よりも
増加する場合に、増加
する実施回数分を
交付します。

学習教材用

米飯に対する理解の増
進を図ることを目的に、
調理実習や野外活動な
ど、各学校等の学習教
材用として交付しま
す。

試食会用

米飯給食を推進するこ
とを目的に、幼児・児童・
生徒、保護者、教職員、
給食調理員などの方を対
象とする試食会用と
して交付します。



農林水産省では、幼児・児童・生徒に対し
「米の備蓄制度」をはじめ「ごはん食の重
要性」を理解していただくために、学校給
食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米
を無償で交付しています。



政府備蓄米ってなあに?

平成5年に米の大凶作が起き、お米を売める商
賣者の方々が困らないように、米の緊急輸入な
ごによる知財しました。政府はこういった事態
に備え、平成7年から米の備蓄制度を整えまし
た。政府備蓄米は、湿度16度以下、湿度60
~65%の基準の中で貯蔵を保った状態で備蓄
されているお米です。



農林水産省 農産局 穀物課
米麦流通加工対策室

農林水産省

政府備蓄米の利用事例について

全国各地の小中学校や保育園・幼稚園等において、備蓄米を利用した給食のほか、授業での調理実習や野外活動、試食会が取り組まれております。
この事例を参考に、政府備蓄米の利用を御検討下さい。

給食用(米飯・米粉パン等)としての利用

学校給食において、ごはんのほか、米粉を使ったパンや麺を提供し、献立表や給食だよりなどでお米の備蓄制度を学習する取組。

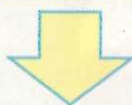


(事例) 最近では、学校給食の献立表で、米粉を使ったパンやめんを見ることが多くなっています。子供達からも米粉パンはモチモチとした食感で大変好評との声も…。また、米粉パンだけでなく、シチューのとろみ付けや天ぷら等の衣など幅広く使用することができます。



学習教材用としての利用

調理実習において、備蓄米と校内農園で収穫したじゃがいもなどでカレーライスを調理し、主食であるお米の備蓄制度を学び、食の大切さなどを学習する取組。



(事例) 兵庫県加古川市立西小学校では、家庭科の授業で、ごはん(兵庫県産コシヒカリ)と校内農園で収穫した野菜を使い調理実習を行い、その中で倉庫で低温保管されることでおいしさが保たれているお米の備蓄制度を学ぶとともに、また自分たちで調理したごはんを美味しく食べることができました。



試食会用としての利用

教職員や調理員、児童や保護者などが参加する試食会において、ごはんなどを試食し、日頃の食との関わり合いや食の大切さなどを語り合う取組。



(事例) 千葉県の鎌ヶ谷みどり幼稚園では、園児の保護者を招いて政府備蓄米を活用した試食会を開催し、お米の備蓄制度のチラシ等により不作時や災害時でも安心してお米が食べられることを学んだ後、親子で手巻き寿司を作り楽しい時間を過ごしました。



申請に必要な書類の様式や、詳しい要件などは
農林水産省のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

- ⇒ 農林水産省トップページ ⇨ 組織別から探す
⇒ 農産局 ⇨ 米(稲)・麦・大豆
⇒ 学校給食用等政府備蓄米交付について

学校給食用向け無償交付制度に興味を持たれた方は、
お気軽に以下の連絡先へお電話下さい。

都道府県区分	連絡先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	011-330-8808
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北農政局 生産部 生産振興課	022-263-1111
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課	048-740-0406
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課	076-232-4302
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課	052-223-4623
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課	075-414-9021
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課	086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課	096-300-6219
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653

食事提供団(子ども食堂等)または食材提供団体(子ども宅食)向け無償交
付制度に興味を持たれた方は、お気軽に以下の連絡先へお電話下さい。

都道府県区分	連絡先	電話番号
全国	農林水産省 農産局 穀物課	03-3502-7950

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

事業内容

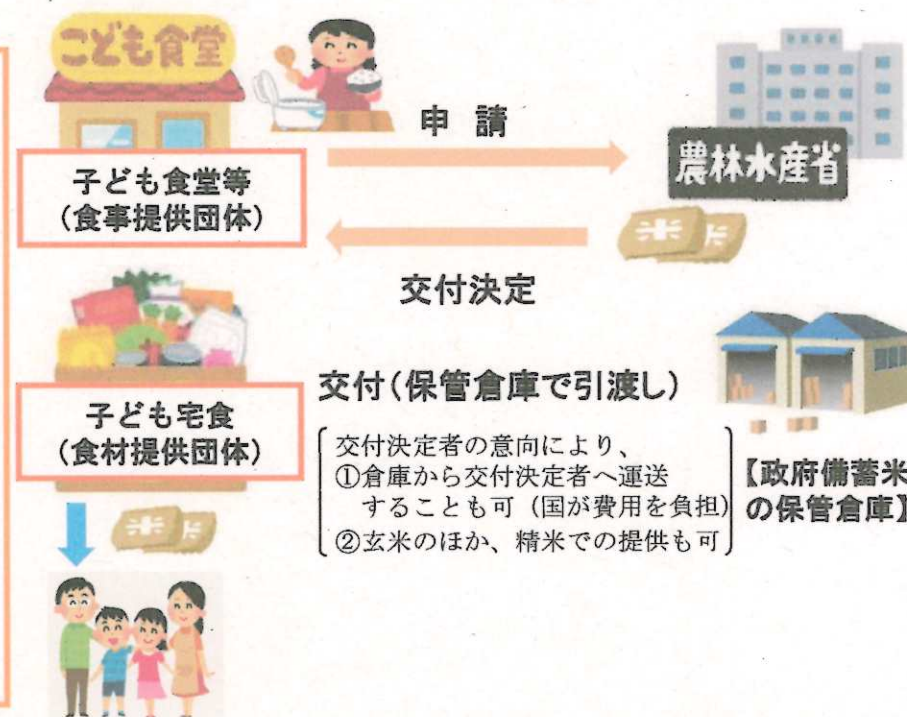
〔子ども食堂等〕

- ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

〔子ども宅食〕

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)の取組に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体

- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」



申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの活動単位での申請が可能。

本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら



備蓄米の無償交付制度に係る手続きについて

学校等給食用

学習教材用

試食会用

令和3年12月
農林水産省農産局穀物課

学校等への政府備蓄米の無償交付について



食育の一環として、ごはん食の推進を支援します

未来を担う子どもたちに、
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

政府備蓄米の活用について

農林水産省では、幼児・児童・生徒に対し「米の備蓄制度」をはじめ「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食等に使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償で直近産米を基本に交付します。

1 活用頂く用途は、以下の3つです。

- ①学校等給食用 米飯給食(米粉パン等を使用した給食も含む)の実施回数を前年度よりも増加する場合に、増加する実施回数分を交付します。
- ②学習教材用 調理実習や野外活動など、各学校等の学習教材用として交付します。
- ③試食会用 幼児・児童・生徒・保護者・教職員、給食調理員などの方を対象とする試食会用に交付します。

2 交付申請期間
四半期毎に、1ヵ月間(4月、7月、10月及び翌年1月)

3 交付申請先 (P6参照)
北海道農政事務所、各地方農政局、沖縄総合事務局

4 申請書類関係
農林水産省ホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

目 次

1 政府備蓄米の無償交付について	1
手続き①(交付申請)	2
手続き②(交付決定～受取)	3
手続き③(使用報告)	4
主なQ&A	5
2 問い合わせ先	6

1 政府備蓄米の無償交付について

農林水産省は、将来の米消費の主役である児童・生徒・幼児等に、食農教育の一環として「政府備蓄米の役割」に加え、「ごはん食」を通じた食育の推進を図る目的で、平成10年度より学校給食で使用される米の一部について、政府備蓄米を無償で交付しています。

利用の用途は、①学校等給食用、②学習教材用(調理実習等用)、③試食会用があります。政府備蓄米の無償交付を希望する学校等(受益者)は、農林水産省(各地方農政局等)に交付申請を行う団体等(都道府県、市区町村、学校給食会などの交付申請者)に予め御相談下さい。

政府備蓄米を使用する学校等及び交付申請を行う団体等

政府備蓄米を使用する学校等 (受益者) <small>相談</small>	交付申請を行う団体 等(交付申請者)
・公立の「小中学校」、「夜間学校」、「特別支援学校」、「幼稚園」	都道府県、市区町村、都道府県学校給食会
・私立の「小中学校」、「幼稚園」	学校法人等、都道府県学校給食会
・国立の「小中学校」、「幼稚園」	国立大学法人、都道府県学校給食会
・児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」	市区町村
・児童福祉法第59条の2第1項に掲げられる事項を届け出た施設(いわゆる認可外保育園)	都道府県、指定都市、中核市及び都道府県の特例を受けている市町村

利用の用途等について

	利用できる用途	理解促進の具体例
① 学校等給食用	・小中学校や幼稚園等での給食(米飯給食や米粉パン給食) ・米飯給食の実施回数を前年度より増加させること	献立表や給食だより、等を用いて、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食や米飯給食の重要性」説明。
② 学習教材用(調理実習等用)	・学習活動において、米飯に対する理解増進を目的に行う調理実習、野外活動等	調理実習や野外活動の場で、「政府備蓄米の役割」と「ごはん食の特徴」を説明。
③ 試食会用	・学校等での幼児・児童・生徒・保護者等を対象に、米飯給食の推進を目的に行う試食会	試食会のチラシ等を用いて、「米の備蓄制度」と「米飯給食の現状や新たなメニュー」を説明

手続き①(交付申請)

交付申請の手続き

1 無償交付制度の利用相談

制度を活用したい受益者（小中学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等）は、交付申請者（地方自治体、学校法人等）に対して、①学校等給食用、②学習教材用（調理実習等）、③試食会用毎に相談願います。

※受益者毎の相談先はP1の左図で確認下さい。

※お米を受け取るまでの手続きが必要ですので余裕を持って早目に御相談下さい。

2 交付申請書の提出

受益者からの希望数量等を取りまとめた交付申請者は、

(1) 地方農政局長等あてに、様式2号及び同-別紙1・2を提出願います。

(2) 交付申請する学校等の申請数量を記載する同-別紙2の集計数量が同-別紙1の申請数量と同一になること。

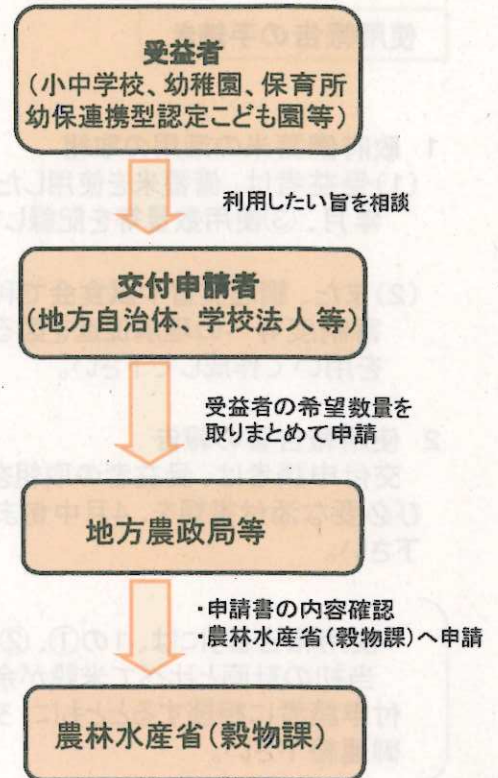
(3) 「交付申請書」の添付資料として、

① 月別回数の実績と使用計画

② 用途及び申請数の内訳

③ 備蓄制度等への理解促進を図るための具体的な手法を記載したものを作成。

※交付申請の時期は、年4回（4月、7月、10月及び翌年1月）です。



2

手続き②(交付決定～受取)

米穀の受取までの手続き

1 交付決定の通知

農林水産省において「交付申請書」の内容確認後、交付決定の手続きを行い、農林水産省から地方農政局等を通じて、交付申請者に「交付決定書」が通知されます。

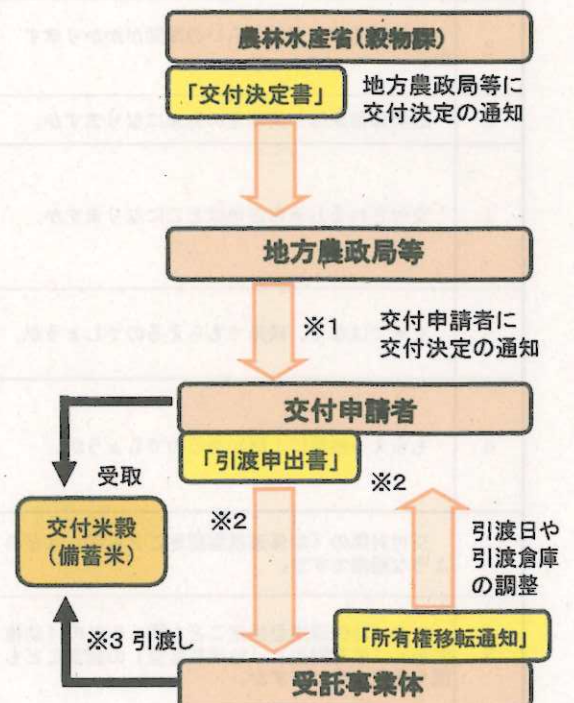
2 引き渡しの申込及び所有権移転の通知

1の通知を受けた交付申請者は、様式7-2「引渡申出書」に引渡希望日等を記入の上、様式3号「交付決定書」に記載されている受託事業者（備蓄米を管理する民間事業者）に提出して下さい。

受託事業者が交付申請者に対して、「備蓄米の所有権が交付決定者に移転する旨を記載した書面（所有権移転通知書）」を通知します。

3 米穀の受取

交付申請者は、引渡日当日に指定の倉庫に出向き、保管業者に「所有権移転通知書」を示し、交付の米穀を受け取って下さい。



3

手続き③(使用報告)

(前申付文)①の手続き

使用報告の手続き

①の手続き

1 政府備蓄米の活用の取組

(1) 受益者は、備蓄米を使用した場合、①学校等名、②使用した年月、③使用数量等を記録して下さい。

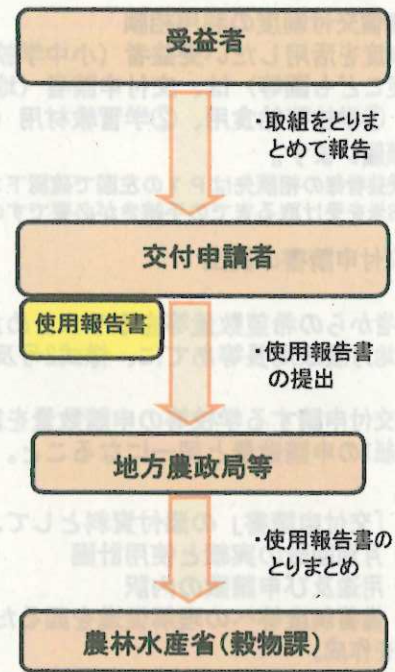
(2) また、調理実習や試食会で利用した場合、当日の状況や備蓄制度等への理解促進を図るための取組について、写真等を用いて作成して下さい。

2 使用報告書の報告

交付申請者は、受益者の取組を確認の上、「使用報告書」及び必要な添付書類を、4月中旬までに地方農政局等に報告して下さい。

「使用報告書」には、1の①、②の書類を添付して下さい。

当初の計画と比べて米穀が余った場合等は、受益者は、交付申請者に相談するとともに、交付申請者は地方農政局等へ御連絡下さい。



(4月末までに報告)

政府備蓄米の無償交付に係る主なQ&A(学校等給食用)

令和3年12月

番号	質問	回答
1	学校等給食用の交付申請は、いつまでに行えばいいのでしょうか。	交付決定をまとめて処理するため、学校等給食用の交付申請は、四半期毎に4回(4月、7月、10月、翌年1月)としていますので、御留意願います。
2	もらえるまでどれぐらいの期間がかかりますか。	交付申請書の内容確認や引渡しなどの調整等のため、約1ヶ月間を要しています。このため、交付申請の時期は、各学校での使用時期などを考慮しつつ、早目の提出をお願いします。
3	政府備蓄米は、何年産のお米になりますか。	交付する政府備蓄米は、基本的に直近の年産のお米になります。
4	交付されるお米の産地はどこになりますか。	学校等給食用には、備蓄されている直近産のお米のうち、地産地消の観点から自(都府道)県の米を基本に、近隣の倉庫と結びつけて交付決定を行っています。また、交付決定時に結びつけのあった倉庫で引き取って頂くことになります。なお、近隣倉庫に必要量を在庫していない場合は、隣接県の倉庫となる場合もありますので、御留意下さい。
5	玄米ではなく、精米でもらえるのでしょうか。	ほとんどの政府備蓄米は、品質保持の観点から玄米の状態では保管されており、交付決定時には倉庫で引き渡します。なお、精米等の加工処理は、交付決定者(政府備蓄米の受領者)や精米事業者等に依頼する等により御対応下さい。
6	もらえる数量に上限があるのでしょうか。	申請数量は、米飯給食回数が前年度若しくは、過去に交付を受けた年度の実施回数と比べて多い方から、増加した数量分が上限となります。交付する際の引渡しは、30kg単位を基本としているため、30kgの倍数での交付申請数量となりますので、御留意下さい。(包装形態がバラ(フレコン)の場合、別に事前の協議が必要になりますので御注意下さい。)
7	交付対象の「幼保連携型認定こども園」はどのような組織ですか。	幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持つもので、教育・保育を一体的に行う施設で、都道府県等から認可・認定を受けた施設です。なお、無償交付の申請手続を行う者は、市区町村になります。
8	7の「幼保連携型認定こども園」以外の「幼稚園型」「保育園型」「地域数量型」の認定こども園も対象になりますか。	「幼稚園型認定こども園」は学校等のうち幼稚園として、また「保育所型認定こども園」は保育所として、さらに「地域数量型認定こども園」は、保育所等のうち、いわゆる認可外保育園となり、それぞれの申請手続を行う団体から申請して下さい。申請される場合は、申請手続を行う団体から申請して下さい。(本資料のPI参照)
9	過去に調理実習や試食会として交付実績がある学校でも申請はできますか。	過去に交付実績がある学校等においても、調理実習や試食会として交付の対象とすることができます。

2 問い合わせ先

政府備蓄米の無償交付について、御不明な点などございましたら、以下の担当部署にお気軽に御連絡下さい。

都道府県区分	担当部署	電話番号(直)
全国	農林水産省 農産局 穀物課	03-3502-7950
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	011-330-8808
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	東北農政局 生産部 生産振興課	022-221-6169
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課	048-740-0406
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課	076-232-4302
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課	052-223-4623
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課	075-414-9021
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課	086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課	096-300-6214
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	098-866-1653

学校・幼稚園・保育所等の関係者の皆様へ

日頃より、農林水産行政に御理解、御協力を賜りありがとうございます。

学校給食、学習教材及び試食会への政府備蓄米無償交付制度は、将来の米消費の主役である児童・生徒等に対して、食農教育の一環として「政府備蓄米の役割」、「ごはん食の重要性」などを理解していただくために、政府備蓄米を無償（有償）で交付する事業であり、米の消費拡大の一環として行っています。ぜひ、御検討をお願いします。

学校給食用等政府備蓄米の無償（有償）交付等に係るQ&A（よくあるご質問）

Q1 備蓄米とは、どのようなお米ですか

A1 不作時や災害時などにお米の価格が高騰したり、供給が不足することが無いように、お米の備蓄をしています。

備蓄米は玄米のままで、倉庫の温度を15℃以下に保って低温保管しています。
（低温保管米穀であることから、引取後の保管時には注意が必要です。）

Q2 申請から米穀の引き渡しまでの期間は

A2 申請の手続きから約2か月程度かかります。

なお、年間の申請受付期間（年4回）が決まっていますので、以下をご確認のうえ、農政局に事前にご相談ください。

農林水産省 HP⇒<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

Q3 学校給食用に使用する場合の交付要件は

A3 各学校等で前年度より増加した米飯給食の実施回数分の米穀使用量分が該当します。（状況等については、献立表などにより確認します。）

例えば、前年度の米飯給食回数が100回であり、今年度が120回であった場合、20回分の米穀使用量が該当します。

なお、当該20回分の米穀使用量が30玄米kg（精米換算27.1kg）以上でなければ交付対象にはなりません。

（※幼稚園型（保育園型）認定こども園移行に伴う園児増分について、実施回数増分としてカウントすることは可能です。）

Q4 交付米穀（備蓄米）は

A4 基本的には、令和3年産米（玄米）であり、30kg（精米換算27.1kg）単位の紙袋になります。なお、当該玄米を自ら精米にする必要があります。

また、30玄米kgの倍数（30kg、60kg、90kgなど）での交付となりますので、30玄米kg（精米換算27.1kg）以下の申請はできません。

Q5 交付米穀の引き取りの際の注意点は

A5 基本的には、政府備蓄米を保管している近隣（自県内）の保管倉庫に自ら（申請者等）が出向く必要があります。所有権移転通知の書類を保管業者に示し、交付米穀の引き渡しを受けて下さい。

なお、引き渡し時に在庫料が必要となる場合があります。

Q6 交付申請書に添付する書類は（無償交付の場合）

A6 農林水産省HPに掲載されている以下書類及び根拠書類が必要です。

① 様式2号「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書（無償交付・有償交付）」

② 様式2号一別紙1

③ 様式2号一別紙2

④ 様式2号一別紙5確認書（その1）・給食用

様式2号一別紙6確認書（その2）・学習教材用、試食会用

⑤根拠書類（使用計画や献立表、定員等が分かるもの）など

（参考） 農林水産省HP掲載アドレス

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

Q7 交付申請書等の記載内容の事前確認の可否は

A7 交付申請書等の記載内容について、提出前に事前確認することは可能です。

Q8 交付米穀の使用期限は

A8 交付米穀（備蓄米）は、交付を受けた年度内に使い切らなければなりません。

Q9 使用状況の結果報告の有無は

A9 年度内に全量を適切に使用した旨の報告書（様式8-1号（または2号）、実施状況が分かる書類及び写真等）を、翌年度の4月初旬までに農政局への提出が必要となります。

Q10 交付米穀の引き取り場所（保管倉庫）は

A10 引き取り場所（保管倉庫）は、該当県によって異なりますので、農政局にお問合せをお願いします。

問合せ先 中国四国農政局 生産部 生産振興課

松岡、高橋

TEL : (086)224-4511 (代表) (内線:2397,2448)

FAX : (086)232-7225

メールアドレス chiyuki_matsuoka490@maff.go.jp

chie_takahashi910@maff.go.jp

(作成例)

米飯給食回数等使用計画について

〇〇幼稚園

1. 園児数

令和4年〇月〇日現在

5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	合計
〇名	〇名	〇名	〇名	〇名	〇〇名

※米飯給食は全園児（〇歳児～〇歳児）が対象。（園児の内で米飯給食の対象を明記）

※〇〇市等に提出した園児数等調査表等を添付する。

2. 令和3年度米飯給食回数（実績）

（回数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計①
1～2歳	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
3～5歳	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※米飯給食回数は、献立表等から積算。

※令和3年度の献立表（令和3年4月～令和4年3月）を添付。

3. 令和4年度米飯給食回数（計画分含む）

（回数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計②
1～2歳	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
3～5歳	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※米飯給食回数（計画分含む）は、献立表等から積算。

※令和4年度の献立表（令和4年4月～令和4年〇月）を添付。

※計画分の献立表等については、使用実績報告の際に添付する。

4. 増加予定回数（上記3の合計②－上記2の合計①）

1～2歳児 〇〇回、3～5歳児 〇〇回

※「様式2号－別紙2」の増加回数と同数

5. 1人1食あたりの数量

1～2歳児 40g、3～5歳児 50g

（↑園で米飯を提供する際の基準とされている数量を記載する。）

6. とう精及び保存の方法

例：玄米は、〇〇幼稚園内の調理事務室において保管し、必要に応じて同園の職員が最寄りのコイン精米機で精米して、園内の調理室で保管する。

7. 備蓄制度の理解促進を図るための取組

例①：園で発行する「〇〇だより」等で、備蓄米の目的及び制度について保護者等へ周知する。

例②：給食時の園内放送等において、備蓄米の目的及び制度について説明する。